
第4章 県の推進体制

第4章 県の推進体制

この計画に盛り込まれた施策を着実に推進するために、推進体制を充実・強化し、適切な進行管理を行うとともに、県民や事業者の理解を得ながら、県、市町村、県民及び事業者が一体となって協働による取組を進めます。

1 推進体制

計画の推進に当たっては、有識者等による鹿児島県男女共同参画審議会の意見や提言をはじめ、県民の意向を尊重しながら、知事を本部長とする鹿児島県男女共同参画推進本部を中心に、県全体で総合的かつ計画的な取組を進めます。

また、関係課等に設置する男女共同参画推進員と連携した取組を進めます。

2 県男女共同参画センターの機能の充実

男女共同参画を推進する総合的施設である県男女共同参画センターを中心に男女共同参画に関する広報・啓発や情報の収集・提供を行うとともに、民間団体等と協働してより充実した男女共同参画に関する学習の場を提供します。

また、県内各地域で男女共同参画社会の形成に関する理念の浸透を図るため、各地域において男女共同参画を推進する人材の育成に取り組みます。

さらに、男女共同参画社会の形成を阻害する行為に関する様々な悩みや問題をはじめ、法律・心理などの専門的な問題にも対応した総合的な相談を実施するなど、県男女共同参画センターの機能の充実を図ります。

3 男女共同参画の施策に関する申出への対応

県が実施する男女共同参画の推進に関する施策又は男女共同参画に影響を及ぼすと認められる施策についての県民及び民間団体からの申出があった場合は、鹿児島県男女共同参画推進条例第15条第1項の規定に基づき、関係部局と連携を図りながら適切な処理に努めます。

4 数値目標

男女共同参画の施策の推進を図り、その進捗状況を把握するため、数値目標(別表1)を設定します。

また、この計画において取り組むこととしている具体的施策で、他の計画等において数値目標等が設定されているものについては、関連施策・事業の数値目標等(別表2)としてこの計画に記載し、その進捗状況を把握していきます。

なお、目標値の年度がこの計画と異なるものについては、それぞれの計画の目標年度終了時に新たな目標値を設定することとします。

5 関連施策の進行管理

この計画に基づいた関連施策の進行管理は、鹿児島県男女共同参画審議会による調査審議を踏まえ、鹿児島県男女共同参画推進本部において行います。

なお、その結果については公表し、施策の推進に努めます。

6 計画の総合的評価

この計画に基づいた関連施策の取組を総合的に点検・評価するために、計画の期間(平成20年度から平成24年度までの5年間)内に評価の枠組みや視点を明確にしていきます。

別表1 数値目標

体系の 番号	項 目	現況(19.4.1)		目 標 値		担 当 部 局
		数 値	年 度	数 値	年 度	
4-②	配偶者等からの暴力の防止及び被害者支援のための庁内連絡体制を整えた市町村の割合	8.2%		100%	24	環境生活部
9-①	県の審議会等への女性委員の登用率	31.7%		35%	24	環境生活部
11-①	男女共同参画計画の策定市町村の割合	20.4%		100%	24	環境生活部

別表2 関連施策・事業の数値目標等

体系の 番号	項 目	現 況		目 標 値		担 当 部 局
		数 値	年 度	数 値	年 度	
3-①	女性にやさしい医療機関の指定数(※1)	35機関	18	50機関以上	22	保健福祉部
3-①	女性の健康サポート薬局の指定数(※1)	—	—	35店舗以上	22	保健福祉部
3-①	子宮がん検診受診率(※2)	17.4%	18	30%以上	24	保健福祉部
3-①	乳がん検診受診率(※2)	18.4%	18	30%以上	24	保健福祉部
3-②	妊娠11週以内での妊娠の届出率(※3)	62.2%	18	100%	21	保健福祉部
3-②	10代の人工妊娠中絶実施率(15~19歳人口千対)(※3)	8.9%	18	減少させる	21	保健福祉部
3-②	10代の性器クラミジア感染症と淋菌感染症の報告数(※3)(1定点医療機関あたり)	7.1	18	減少させる	21	保健福祉部
3-③	薬物乱用防止教室の実施率(中・高校)(※3)	75.7%	18	100%	21	教育庁
6-①	女性農業経営士の認定者数(※4)	247人	18	330人	22	農政部
6-①	家族経営協定締結数(※4)	1,190戸	18	1,600戸	22	農政部
6-①	女性の認定農業者数(※4)	379戸	18	600戸	22	農政部
8-④	一時保育の実施箇所数(※3)	97箇所	18	108箇所	21	保健福祉部
8-④	地域子育て支援拠点(センター型)の設置箇所数(※3)	58箇所	18	63箇所	21	保健福祉部
8-④	休日保育の実施箇所数(※3)	24箇所	18	60箇所	21	保健福祉部
8-④	放課後児童クラブの設置数(※3)	212箇所	18	266箇所	21	保健福祉部
8-④	母親クラブの設置数(※3)	22箇所	18	32箇所	21	保健福祉部
8-④	ファミリー・サポート・センターの設置箇所数(※3)	5箇所	18	6箇所	21	商工労働部

(注) 別表2の数値目標等が設定されている計画等

- (1) 「健康かごしま21」
【計画期間：平成13年度～平成24年度】
ただし、当該数値目標の目標年度は、平成22年度である。
- (2) 「鹿児島県がん対策推進計画」
【計画期間：平成20年度～平成24年度】
- (3) 「かごしま子ども未来プラン」(鹿児島県次世代育成支援対策行動計画)
【計画期間：平成17年度～平成21年度】
- (4) 農山漁村における男女のパートナーシップの確立に関する指標

鹿児島県における男女共同参画推進体制図

鹿児島県男女共同参画推進条例

鹿児島県男女共同参画基本計画

鹿児島県男女共同参画推進本部

施策・事業の総合調整及び進行管理

本部長：知事

本部長：副知事
 会計管理者 各局長
 教育長 警察本部長
 県立病院事業管理者

幹事会：各局長主管課長

推進委員会：各局長関係課
 担当係長

鹿児島県男女共同参画審議会

基本計画の策定・変更
 基本的・総合的政策又は重要事項に
 ついての調査審議

委員

男女共同参画に関する識見
 を有する者20人以内

専門部会

環境生活部青少年男女共同参画課

【男女共同参画推進本部及び男女共同参画審議会事務局】

総合調整 推進

関係各課・機関

連携 協力

鹿児島県男女共同参画センター
 男女共同参画を推進する
 総合的な活動拠点

連携 協力

国

連携

協働

県民・コミュニ
 ティ・NPO

連携

協働

連携

協働

市町村

民間企業
 ・団体等

連携

協働

連携

協働